

プロジェクト 税効果会計

項目 第 62 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

**本資料の目的**

1. 本資料は、第 62 回税効果会計専門委員会（2019 年 8 月 22 日開催）で聞かれた主な意見をまとめたものである。

**税金費用をどの区分に計上すべきかの論点について聞かれた意見**

2. 当委員会事務局より、税金費用を度の区分に計上すべきかの論点に関して、第 412 回企業会計基準委員会で聞かれた意見において提案された処理については採用しないとする提案を行ったところ、次の意見が聞かれた。

**（事務局の提案に賛成する意見）**

- (1) 第 412 回企業会計基準委員会で聞かれた意見に基づいて検討された仕訳について、既に課税されている内容に関する取扱いであるため、改めて税効果を認識する必要があるか疑問がある。対応の必要はないとする事務局提案に賛成する。
- (2) 第 412 回企業会計基準委員会で聞かれた意見に基づいて検討された仕訳について、税務の実務的には受入やすいが、理論的には資産負債に一時差異は存在しないので事務局提案に賛成する。
- (3) 第 412 回企業会計基準委員会で聞かれた意見に基づいて検討された仕訳について、税効果会計の目的である税前利益と税金費用を対応させる観点からは一理あると考えられるものの、やはり、すでに課税され一時差異が存在しないという前提を考えると、事務局提案の結論が良いと考える。
- (4) 資料(2)で事務局が分析している内容や結論の方向には同意する。第 412 回企業会計基準委員会で聞かれた意見については、税効果とは別の処理であると理解している。

**（重要性に応じて第 412 回企業会計基準委員会に基づいて検討された仕訳を容認する意見）**

- (1) 第 412 回企業会計基準委員会で聞かれた意見に基づいて検討された仕訳について、税務申告の実務上は処理が簡便であることから、法人税等の額に重要性が無い場合にこのような処理を認める余地もあるのではないかと。

法人税等の額に重要性がない場合には、損益に計上することができる旨の取扱
-------------------------------------

いを定めていることから、特段の対応を行う必要はないと考えられる。

3. 当委員会事務局より、第 412 回企業会計基準委員会で聞かれた意見において提案された処理を採用しない場合における税効果適用指針第 90 項の定めについて、特段の対応は行わないとする提案を行ったところ、次の意見が聞かれた。

**(事務局の提案に関する意見)**

- (1) 税効果会計適用指針第 90 項について、対応を行わないということであるが、期間差異に該当する項目はすべて一時差異に含まれるという記載があることにより会計処理に多様性が生じる可能性があるのではないか。

従来から、税効果適用指針第 90 項の記載を原因として、実務上の多様性が生じているとの意見は聞かれておらず、特段の対応を行う必要性は低いものと考えられる。

- (2) IAS12 号の第 20 項の一時差異は発生しないといった規定を日本基準に追加する必要があるか。

税効果適用指針において一時差異の定義が示されており、実務上、一時差異に該当するか否かの判断は可能と考えられることから、IAS 第 12 号第 20 項に相当する記載を追加する必要性は低いものと考えられる。

4. 上記の意見のほか、当期税金費用を当期純利益、その他の包括利益、資本項目に区分して計上する提案に関して、次の意見が聞かれた。

**(その他の事例等も検討すべきとの意見)**

- (1) 例えば退職給付において、年金資産の拠出運用は税務上費用として損金となり、会計上は年金資産の増加という形で、課税関係が先に終了し、後から退職給付会計の枠組みの中で整理されていくということで、現在検討している事例と類似の事象が起りうるようにも思われるが、これについてはどのような整理となるか確認したい。

事務局において現在検討中。

- (2) 事務局の設例では常に課税所得が発生している状態を前提としているが、課税所得が発生しない場合や、欠損が発生する場合など、実務上考えられる状況を想定して、異なるケーススタディの検討をすることも有益と考えられる。

事務局において現在検討中。

**(開示に関する意見)**

- (1) 包括利益に対する課税について、包括利益に関する税効果の注記も参考に、注記の必要性について公開草案公表前に議論しておいたほうが良いと考える。

事務局により対応方針を検討中。

**企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の改正文案について聞かれた意見**

5. 当委員会事務局より、企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の改正文案について提案を行ったところ、次の意見が聞かれた。

**(文案の見直しに関する意見)**

- (1) 文案の第 8-2 項の「第 5 項(1)及び(2)に従って評価換算差額等に計上した」という記載について、株主資本の区分に計上する項目について考慮されていないのではないか。

上記の意見を踏まえ、第 8-2 項の文案を修正している。

- (2) 文案の第 2 項 (3) に「本会計基準は、特に明示しない限り、個別財務諸表における会計処理及び開示を想定して定めている。連結財務諸表における会計処理及び開示は、個別財務諸表における会計処理及び開示に準じて行う」と記載があるが、第 5-2 項 (2) に連結財務諸表上の取扱いをあえて記載した意図は何か。

第 2 項 (3) の記載は連結財務諸表上の取扱いを記載することを禁じる趣旨ではないと考えられる。第 5-2 項 (2) は連結財務諸表と個別財務諸表の処理が異なる処理となることから、利用者の理解のため、連結財務諸表上の処理を記載している。

- (3) 文案の第 5-2 項(2)について、この文章のみでは評価換算差額のどの項目から控除するかなどが明確ではなく、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」でも、処理について詳細な記載はないため、税金費用を控除する表示方法について、他の基準も確認してより明瞭に記載する必要があると思われる。第 5-3 項のリサイクルした税金の損益計上科目についても、同様である。

上記の意見を踏まえ、第 5-2 項の文案を修正している。

- (4) 文案の第 5 項(1)の「損益に反映されない企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引」という表現が資本取引を表す文章としては不明瞭と考えられる。また、結論の背景などに純資産の部に計上されることが想定される取引について、内容が明らかになるよう例示や検討過程の記載を行うことが良いと考える。

上記の意見を踏まえ、第 29-2 項の文案を修正している。

- (5) 文案の第 29-3 項のリサイクルリングの処理を採用しない理由が実務上煩雑であるからということのみと読めるため、もう少し丁寧に記載する必要があると考えられる。

上記の意見を踏まえ、第 29-3 項の文案を修正している。

- (6) 利用者の理解のため、設例を設けることを検討していただきたい。

具体的な処理が明確になるよう基準の文案の修正により対応する。

- (7) 文案の第 29-2 項の改正理由の主因を国際基準及び他の基準との整合としているが、税前利益と税金費用の対応関係をより明確にし、有用な財務情報が提供されるという点がより重要な理由と考えられる。

上記の意見を踏まえ、第 29-2 項の文案を修正している。

以 上